

那須町で土砂等の埋立て等を計画している皆様へ

規制の強化 令和4年4月1日施行

土壌の汚染及び災害の発生防止、住民の生活の安全確保、生活環境の保全のため、那須町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例及び条例施行規則の一部を改正しました。

◎主な改正点◎

① 周辺住民等への事前説明を義務化（条例・規則）

申請前に周辺住民等への事前説明を義務化しました。

② 改良土による埋立ての禁止（条例）

改良土（土砂（泥土を含む。）又は建設汚泥にセメント又は石灰を混合し、化学的に安定処理をしたもの）による埋立てを禁止としました。

③ 栃木県外の土砂等による埋立ての禁止（条例）

事業に用いることのできる土砂等を栃木県内から発生したものに限定しました。

④ 一時たい積場を経由した土砂等による埋立ての禁止（条例）

事業に用いることのできる土砂等を発生場所から直接搬入する場合に限定しました。

⑤ 安全基準項目の追加（規則）

事業に用いることのできる土砂等の安全基準に水素イオン濃度（pH）の基準値（4以上9未満）を追加しました。

問い合わせ先

環境課環境衛生係

TEL：0287-72-6916

Mail：kankyo@town.nasu.lg.jp